

第2 公有財産売却の参加申込みおよび入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申込みと入札保証金の納付が必要です。公有財産売却の参加申込みと入札保証金の納付が確認できたログインIDでのみ入札できます。

1 公有財産売却の参加申込みについて

売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

法人で公有財産売却の参加申込みをする場合は、法人代表者名でログインIDを取得する必要があります。

不動産について共同入札をする場合は、売却システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択し、公有財産売却の参加申込みを行ってください。

2 入札保証金の納付について

(1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第167条の7の規定により、一般競争入札に参加する者が、入札する前に納付しなければならない金員です。インターネットによる売却の場合の入札保証金は、予定価格（最低落札価格）の100分の10以上の金額を定めています。

(2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、長野市が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。売却システムの公有財産売却の物件詳細画面でどの方法が指定されているかを確認してください。

原則として、長野市が指定する日までに入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。（納付書により長野市が指定する金融機関で振り込まれた場合、納付が確認できるまで4営業日かかりますので、締切日間際の振込の場合はご連絡ください。）

ア クレジットカードによる納付

クレジットカードで入札保証金を納付する場合は、売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSBペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。また、公有財産売

却の参加申込者は、紀尾井町戦略研究所株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報をSBペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申込みを行った後、長野市のホームページから、不動産の場合は、「申込書」、「誓約書」を印刷し、必要事項を記入・押印（実印）後、添付書類の入札日前1箇月以内に発行された印鑑登録証明書（参加者が法人の場合は、印鑑証明書）を添付のうえ、長野市が指定する日時までに提出してください。（必着）

自動車・動産の場合は、「ながの電子申請サービス」から必要事項を入力し、個人の場合は「公的機関発行の証（運転免許証、パスポート等）のコピー」、法人の場合は「現在事項全部証明書の写し」を添付し、長野市が指定する日時までに申請を行ってください。または、「申込書」と「誓約書」を印刷し、必要事項を記入・押印後、個人の場合は「公的機関発行の証（運転免許証、パスポート等）のコピー」、法人の場合は「現在事項全部証明書の写し」を添付のうえ、長野市が指定する日時までに提出してください。（必着）

申込書の入札保証金納付方法欄「クレジットカード」に「○」をしてください。VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエクスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。（各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります）

法人で公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

イ 銀行振込（納付書払い）による納付

納付方法はクレジットカード以外に、長野市の発行する納付書による納付があります。

売却システムで参加仮申込みされる際には「銀行振込など」を選択していただくこととなります。

申込書の入札保証金納付方法欄の「銀行振込（納付書払い）」に「○」をしてください。

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申込みを行った後、長野市のホームページから不動産の場合は、「申込書」、「誓約書」を印刷し、必要事項を記入・押印（実印）後、添付書類の入札日前1箇月以内に発行された印鑑登録証明書（参加者が法人の場合は、印鑑証明書）を添付のうえ、長野市が指定する日時までに提出してください。（必着）

自動車・動産の場合は、アのクレジットカードによる納付のみとなり、納付書による納付はできません。

長野市が指定する金融機関で納付してください。

1 指定金融機関

株式会社八十二銀行

2 指定代理金融機関

長野信用金庫、長野県信用農業協同組合連合会、長野県信用組合

3 収納代理金融機関

株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社北陸銀行、
株式会社長野銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、長野県労働金庫、
株式会社商工組合中央金庫長野支店、ながの農業協同組合、
グリーン長野農業協同組合、株式会社ゆうちょ銀行

(3) 入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに長野市の定める契約を締結しない場合や売払金額の残金を納付期限までに納付されなかった場合は没収し、返還しません。

(4) 入札保証金の契約保証金の充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、「入札保証金の契約保証金への充当について」の書類に基づき、地方自治法施行令第167条の16に定める契約保証金に全額充当します。ただし、自動車および動産の場合は「入札保証金の売買代金への充当について」の書類に基づき、売買代金に全額充当します。